

にかほ市若者支援住宅敷地造成事業

入札説明書

令和6年1月

(令和6年2月8日修正版)

にかほ市

目 次

第1	入札説明書の位置付け.....	1
第2	事業の概要	1
1.	事業の名称	1
2.	事業の対象となる公共施設.....	1
3.	公共施設等の管理者.....	1
4.	事業用地	1
5.	土地の取得に関する事項.....	1
6.	事業の目的	1
7.	事業方式	2
8.	事業スケジュール（予定）	2
9.	事業範囲	2
10.	本市による事業の実施状況の確認（モニタリング）	3
(1)	事業者による業務品質の確保・確認.....	3
(2)	本市による事業の実施状況の確認.....	3
(3)	モニタリング結果に対する措置.....	3
11.	公共施設等の立地に関する事項.....	3
(1)	事業用地の概要.....	3
(2)	対象施設.....	4
第3	応募者の参加資格要件.....	5
1.	応募者の構成	5
2.	応募者の参加資格要件.....	5
(1)	応募者の参加資格要件（共通）	5
(2)	各業務実施企業の参加資格要件.....	6
3.	応募者の参加資格要件確認基準日.....	7
4.	参加資格の喪失	7
5.	代表企業、構成員の変更等.....	7
第4	事業者の募集・選定手順.....	8
1.	募集・選定スケジュール.....	8
2.	募集手続等	8
(1)	入札公告.....	8
(2)	入札説明書等に関する質問の受付・回答の公表.....	8
(3)	参加資格審査書類の提出.....	9
(4)	入札の辞退.....	9

(5)	提案審査書類の提出・入札.....	9
(6)	開札	10
(7)	ヒアリング.....	10
(8)	入札価格の算定方法.....	10
(9)	予定価格.....	10
(10)	入札参加に関する留意事項.....	11
第5	事業者の選定に関する事項.....	13
1.	選定委員会の設置.....	13
2.	審査の基準	13
3.	落札者の決定	13
4.	結果の通知及び公表.....	13
5.	落札者を決定しない場合.....	13
第6	事業契約に関する事項.....	14
1.	仮契約の締結	14
2.	事業契約に係る議会の議決.....	14
3.	契約を締結しない場合.....	14
4.	契約保証金	14
5.	契約に伴う費用負担.....	14
第7	その他	15
1.	提出書類の取扱い.....	15
(1)	著作権	15
(2)	特許権等.....	15
(3)	その他	15
2.	地元企業の活用等.....	15
第8	情報公開および情報提供.....	16
第9	送付先・問合せ先.....	16

別紙1 位置図

別紙2 リスク分担（案）

別紙3 事業費の算定方法

別紙4 本市によるモニタリング

第1 入札説明書の位置付け

この入札説明書は、にかほ市（以下「本市」という。）が、にかほ市若者支援住宅敷地造成事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）により募集及び選定するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

入札説明書に合わせ公表する次の資料を含め「入札説明書等」と定義する。本件入札に参加しようとする者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

要求水準書

落札者決定基準

様式集

事業契約書（案）

入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問・回答によるものとする。

第2 事業の概要

1. 事業の名称

にかほ市若者支援住宅敷地造成事業

2. 事業の対象となる公共施設

宅地、道路（以下、総称して「本施設」という。）

3. 公共施設等の管理者

にかほ市長 市川 雄次

4. 事業用地

所在地 秋田県にかほ市平沢中谷地、白幡森地内

面積 18,753 m²（市道敷地を含む）

5. 土地の取得に関する事項

本市は、事業用地となる土地を取得済みである。

6. 事業の目的

本市では、にかほ市第2次総合発展計画の将来像「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち

住みたいまち にかほ」の実現に向け、人口減少・少子高齢化の加速を抑制し、良好なコミュニティ形成による地域活性化と次世代を担う人材確保を図り、若年層の定住化や地元回帰を促進するため、令和2年度に「若者支援住宅整備のための基本構想・基本計画」を作成、若者支援住宅の整備を進めることとしている。

本事業は、本市が若者支援住宅の整備を進めるにあたり、若者支援住宅の敷地の外縁にあたる市道の拡幅整備及び若者支援住宅の敷地造成を、工期的な制約のあるなかで効率的に実施するため、設計施工一括発注方式により実施するものである。

7. 事業方式

本事業は、本施設の設計および施工を一括で事業者が発注する、設計施工一括発注方式にて実施する。

8. 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下の通り予定している。

事業契約（仮契約）締結	令和6年5月頃
事業契約の議決	令和6年6月頃
施設整備期間	事業契約の効力を発揮する日～令和7年10月頃
引渡日	令和7年10月頃

9. 事業範囲

本事業は、事業用地において、若者支援住宅の整備に先立ち、市道の拡幅整備及び住宅敷地の造成を実施するものである。

本事業は、以下の業務で構成される。具体的な業務内容については、要求水準書に示す。

①. 設計業務

- 事前調査・関連業務
- 設計業務

②. 建設業務

- 建設業務
- 隣地所有者施設の移転業務
- 完成検査および引渡し業務

10. 本市による事業の実施状況の確認（モニタリング）

(1) 事業者による業務品質の確保・確認

事業者は、要求水準を満たすように、事業者自ら、業務のマネジメントを行うとともに、要求水準の達成状況についての監視、確認（セルフモニタリング）を行うこと。

(2) 本市による事業の実施状況の確認

事業者が事業契約等に定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、本市は、要求水準および事業者が提案した提案事項の達成状況について、モニタリングを行うものとする。

(3) モニタリング結果に対する措置

本市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設の水準が本市が求める要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告等の措置を行う。

11. 公共施設等の立地に関する事項

(1) 事業用地の概要

表 1 本事業の事業用地に関する事項

項目		内容
所在地		にかほ市平沢中谷地、白幡森地内
面積		18,753 m ²
都市計画	用途地域	第1種住居地域 一部、都市計画区域内白地地域を含む
	建ぺい率	60%（白地地域は70%）
	容積率	200%
	道路斜線	前面道路の反対側より水平距離20mまで1.25倍 20m以降は開放
	隣地斜線	隣地境界線+20mより1.25倍
景観計画		にかほ市景観計画区域
現況土地利用		農地（所有権が本市に移転していることから、耕作していない）、山林、原野、雑種地、市道、農業用水路
土地の所有者		にかほ市

(2) 対象施設

表 2 対象施設

施設	規模・数量	摘要
宅地造成	約 17,445 m ²	若者支援住宅敷地の宅地造成
道路（市道行ヒ森 7 号線）拡幅	約 90m	車道幅員 5.5m、路肩幅員 1.5m 市道天ヶ町・堺田 2 号線（すずらん通り） との交差点部の工事を含む
道路（市道上谷地・中谷地線） 拡幅	約 38m	車道幅員 5.5m、路肩幅員 1.5m 既整備区間との取付部の工事を含む

第3 応募者の参加資格要件

1. 応募者の構成

本事業に係る総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、設計業務を行う企業と建設業務を行う企業による共同企業体（以下「JV」という。）を組成して応募すること。

JVを構成する各企業を「構成員」とし、構成員数は2者とする。また、分担額は応募者の提案によるものとする。

構成員のうち、建設業務を担当する企業を「代表企業」とし、代表企業は以下の要件を満たすこと。

- ・本事業における入札手続を行うこと。
- ・事業期間にわたり、事業全体の管理・調整を行うこと。

構成員の変更は、「第3 5. 代表企業、構成員の変更等」に定める通り、原則として認めない。

2. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の参加資格要件（共通）

応募者は、次の参加資格要件を満たすこと。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、または同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条または第133条の規定に基づく破産申立てがなされていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく指示または営業停止の処分を受けていない者であること。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主

宰者その他の構成員または当該構成員を含む団体ではないこと。なお、事業契約の締結後に当該処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員または当該構成員を含む団体であることが判明した場合には当該事業契約を解除する。

- h. 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日監-848）またはにかほ市建設工事入札参加者指名停止基準要綱（令和3年告示112号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- i. にかほ市暴力団排除条例（平成24年3月22日 条例第5号）第2条第1号または第2号に該当しない者であること。また、契約後に該当していることが判明した場合には当該事業契約を解除する。
- j. 法人税、消費税および地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税の滞納がないこと。
- k. 本事業の実現に必要な資力及び信用等を有する者であること。なお、「本事業の実現に必要な資力」は、主に以下の要件を確認するものとする。
 - ・ 直近の決算期末において、債務超過（純資産額がマイナス）でないこと。
 - ・ 経常損益について、直近の決算を含み3期連続のマイナスでないこと。
- l. 本事業に係るアドバイザー業務に関与している以下の者またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - ・ 国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿 2-21-1（新宿フロントタワー）
 - ・ 内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地 2丁目3番4号 築地第一長岡ビル 1002

「資本面において関連がある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(2) 各業務実施企業の参加資格要件

応募者のうち設計、建設の各業務を担当する者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を満たすこと。

- a. 国土交通省の建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）に基づき国土交通省に登録を行っていること。なお、登録部門は、「道路」部門及び「都市計画及び地方計画」部門とする。
- b. 秋田県「令和5・6年度 建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿」

に登載されていること。

- c. 秋田県内に主たる営業所又は営業所を有していること。
- d. 造成設計にあたっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 31 条に規定する国土交通省令で定める資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を適切に配置できること。
- e. 道路設計にあたっては、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士（建設部門 道路）又は技術士（総合技術管理部門 建設-道路）の資格を有し、本事業に含む道路設計と同種類似業務実績を有する直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を適切に配置できること。

2) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下の要件を満たすこと。

- a. 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 「にかほ市建設工事請負業者選定要綱」による指名競争入札参加資格認定一般土木工事 A 級に認定されていること。

3. 応募者の参加資格要件確認基準日

参加資格要件確認基準日は、参加資格審査書類の受付最終日とする。

4. 参加資格の喪失

参加資格要件確認基準日の翌日から落札者決定までの間、応募者が参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は参加資格を喪失する。

落札者決定後から事業契約締結までの間、応募者が参加資格要件を欠くに至った場合、原則として、本市は事業契約を締結しないこととする。事業契約を締結しない場合において、それまでにかかった本市および応募者の費用は、各自の負担とする。

5. 代表企業、構成員の変更等

J V の構成員は、他の応募者が組成する J V の構成員となることはできないものとする。

なお、代表企業及び構成員の変更は、認めない。

第4 事業者の募集・選定手順

1. 募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次の通りである。

表 3 募集・選定スケジュール（予定）

日程、期間（予定）	内容
令和6年1月16日（火）	入札公告（入札説明書等の公表）
令和6年1月16日（火） ～令和6年1月26日（金）	入札説明書等に関する質問の受付
令和6年2月8日（木）	入札説明書等に関する質問への回答公表
令和6年2月15日（木）	参加資格審査書類受付締切
令和6年2月21日（水）	参加資格審査結果通知
令和6年3月28日（木）	提案審査書類受付締切
令和6年4月中旬	提案審査
令和6年4月頃	落札者決定、公表
令和6年5月頃	仮契約締結
令和6年6月頃	事業契約締結（議会の議決）

2. 募集手続等

(1) 入札公告

入札公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付・回答の公表

入札説明書等に関する質問受付期間を設け、受け付けた質問の回答を公表する。

①. 提出方法

質問は「入札説明書等に関する質問書」（様式Ⅰ）に記入の上、電子メールにファイルを添付し、提出する。電子メールの件名は「にかほ市若者支援住宅敷地造成事業に関する質問書」と表記する。メールの送信後、速やかに電話でメールの着信を確認すること。なお、電話、訪問による口頭での質問、意見の受付は一切行わない。

②. 質問の提出先

提出先は、「第9. 提出先・問合せ先」のメールアドレス宛とする。

③. 受付期間

令和6年1月16日（火）～令和6年1月26日（金） 17時まで

④. 質問に対する回答の公表

令和5年2月8日（木）までに本市ホームページで公表する。

(3) 参加資格審査書類の提出

応募者は、入札説明書等に定めるところにより参加表明書及び参加資格審査に関する書類を提出する。

本市は、参加資格審査に関する書類を提出した応募者を対象に参加資格の有無を確認する。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

1) 提出書類

「様式集」に示すとおりとする。

2) 提出方法

郵送（簡易書留または書留）により提出すること。

3) 参加資格審査書類の提出先

提出先は「第9. 提出先・問合せ先」とする。

4) 受付期間

令和6年2月15日（木）まで（当日消印有効）

(4) 入札の辞退

応募者が入札を辞退する場合は、後述する提案審査書類の受付期間の最終日まで、持参により「入札辞退届」（様式Ⅲ）を「第9. 提出先・問合せ先」に提出すること。

(5) 提案審査書類の提出・入札

参加資格審査の結果、参加資格があると認められた応募者は、入札説明書等に基づき本事業に関する提案内容を記載した提案審査に関する書類及び入札書を提出する。にかほ市若者支援住宅整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、提出された書類に対して、落札者決定基準に基づき審査を行う。

入札書は、入札書在中の旨を表記した長3封筒に封入し、入札参加資格審査申請書届出印により封かんのうえ、これを角2封筒の封書にして提出すること。

また、入札回数は1回とする。

①. 提出書類

「様式集」に示すとおりとする。

②. 提出方法

郵送（簡易書留または書留）により提出すること。

③. 提出先

提出先は「第9. 提出先・問合せ先」とする。

④. 受付期間

令和6年3月28日（木）まで（当日必着）

(6) 開札

①. 日時

令和6年3月29日（金）9時

②. 開札方法

開札は、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては、予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(7) ヒアリング

選定委員会は、応募者の提案に対し、落札者決定基準に従い審査を行う。また、審査を行うにあたり、応募者に対して提案審査書類に記載された提案内容に関するヒアリングを実施する。

①. 開催日

令和6年4月中旬

②. 場所

にかほ市役所 象潟庁舎

③. 実施方法

ヒアリングの開催日、実施時間、具体的な方法、実施にあたっての留意事項等は、「提案審査書類提出届」（様式IV-1-2）に記載する担当者連絡先へ通知する。

(8) 入札価格の算定方法

本市が支払う設計、建設業務に要する費用を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については、「別紙3 業務委託料の算定方法」を参照すること。

(9) 予定価格

本事業の予定価格は、以下のとおりとする。

287,126,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

(10) 入札参加に関する留意事項

1) 公正な入札の確保

- a. 入札にあたり、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。
- b. 入札にあたり、応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と入札価格及び提案内容等について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- c. 応募者は、落札者の決定前に、他の応募者に対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- d. 応募者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりする等により、自社を有利に、または他の応募者を不利にするように働きかけてはならない。

2) 入札参加に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

3) 入札保証金

入札保証金については、免除する。

4) 提出書類の作成

入札に必要な提出書類の作成は、「様式集」に示すとおりとする。

5) 入札のとりやめ等

応募者が談合または不穏な行動をなす場合において、本市は、公正に入札を執行することができないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該応募者を入札に参加させず、または入札の執行を延期もしくはとりやめることがある。なお、落札者決定後に不正な行為が判明した場合は、事業契約の解除等の措置をとることがある。

6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者の決定後、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札者の決定を取り消すものとする。

- a. にかほ市財務規則第 111 条の規定に該当する入札
- b. 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- c. 入札価格の内訳書を提出しない者が行った入札または入札価格と合計の価

- 格が一致しない内訳書を提出した者が行った入札
- d. 各書類間の記載事項に食い違いや矛盾がある書類を提出した者が行った入札
 - e. その他入札に関する条件に違反した入札

第5 事業者の選定に関する事項

1. 選定委員会の設置

本市は、外部有識者を含む選定委員会を設置し、選定委員会が落札者決定基準に基づいて提出書類等の審査を行う。

選定委員会は非公開とし、委員名は落札者の決定後に公表する予定である。

2. 審査の基準

審査の基準については、落札者決定基準を参照すること。

3. 落札者の決定

本市は選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。

4. 結果の通知及び公表

本市は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに提案審査対象者に通知するとともに本市ホームページ上に公表する。

5. 落札者を決定しない場合

本市は、民間事業者の募集、提案内容の審査および選定において、最終的に応募者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案においても本事業の目的が達成できない等により、本事業を実施することが適当でないと判断する場合は、落札者を決定しないものとし、この旨を応募者に通知するとともに本市ホームページ上に公表する。

上記の場合において、これまでに要した費用は、本市および応募者が各自負担するものとする。

第6 事業契約に関する事項

1. 仮契約の締結

本市は、落札者との間で本事業を実施するための事業契約を仮締結する。

2. 事業契約に係る議会の議決

仮契約は、当該契約に関するにかほ市議会の議決を経た場合に本契約となる。

3. 契約を締結しない場合

落札者を構成する企業が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 契約保証金

納付すること。詳細については事業契約書（案）を参照すること。

5. 契約に伴う費用負担

落札者側の弁護士費用、印紙代等、契約に要する費用は、落札者の負担とする。

第7 その他

1. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者又は事業者が提出する各書類（以下、「提出資料等」という。）の著作権は、応募者又は事業者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表およびその他本市が必要と認める場合において、事業者の提出資料等（落札者決定前に提出した資料を含む）の一部または全部を無償で使用できるものとする。

なお、提出資料等を公表する場合には、その内容および範囲について提案者に確認した上で公表する。

(2) 特許権等

提案審査書類の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

(3) その他

提出された提出資料等は、原則として返却しない。

2. 地元企業の活用等

本事業の実施にあたり、必要な資機材、飲食物、消耗品等の調達や人材の雇用に際して、市内から調達、雇用するなど、可能な限り、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

第8 情報公開および情報提供

本事業は、にかほ市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日 条例第 10 号）に基づき情報公開を行う。

また、本事業に係る情報提供については、適宜、本市ホームページ等を通じて行う。

なお、以下の資料については、応募者に直接提供する。入手を希望する者は、「第 9 . 提出先・問合せ先」まで連絡すること。

- ・地質調査報告書 一式
- ・事業用地の測量データ 一式

第9 送付先・問合せ先

にかほ市役所 企画調整部総合政策課企画調整班 担当：村上・佐藤

住 所 〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

電 話 番 号 0184-43-7509（直通）

F A X 番 号 0184-62-9013

メールアドレス w_shien@city.nikaho.lg.jp

別紙1 位置図



別紙2 リスク分担（案）

本事業に係るリスクの分担についての基本的な考え方を示す。

○：主負担 △：従負担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
入札説明書等リスク		入札説明書等の誤り及び内容の変更によるもの	○	
応募リスク		応募費用に関するもの		○
契約締結リスク		市議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延及び中止	○*1	○*1
		市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延及び中止	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延及び中止		○
制度関連リスク	政策変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更に関するもの	○	
	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令等の変更、許認可の新設及び変更によるもの	○	
		上記以外の法令等の変更、許認可の新設及び変更によるもの		○
	税制変更リスク	消費税の範囲及び税率の変更によるもの	○	
		上記以外の税制の変更によるもの		○
許認可遅延リスク	市の事由による許認可の遅延に関するもの	○		
	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延または取得できない場合によるもの		○	
社会リスク	住民対応リスク	本事業自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望等によるもの	○	
		事業者が行う業務に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望等によるもの		○
	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	
事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償			○	
社会リスク	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、電波障害、風害等）		○
債務不履行リスク		市の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期、遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期、遅延		○

リスクの種類		リスクの内容		負担者	
				市	事業者
不可抗力リスク		市及び事業者のいずれの責めに帰すことができず、また計画段階において想定し得ない自然災害（暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、落雷等）、疫病又は戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	○ ^{※2}	△ ^{※2}	
物価変動リスク		物価変動によるコストの変動によるもの	○ ^{※3}	△ ^{※3}	
事業終了時リスク		事業終了時の手続きに伴う諸費用の発生・増加		○	
設計・建設	用地リスク	用地確保リスク	事業用地以外で事業に必要な用地の確保によるもの		○
		用地瑕疵リスク	市が事前に把握し、公表した資料により予見できるものに関するもの		○
	上記の資料により予見できないもの		○		
	測量・調査リスク	市が実施した測量、調査によるもの	○		
		事業者が実施した測量、調査によるもの		○	
		地中障害物及び埋蔵文化財の発見等により、新たに必要となった測量、調査によるもので、市が事前に把握し公表した資料により予見できるものに関するもの	○		
	設計変更リスク	市が提示した条件、指示の不備、要望による設計・施工条件の変更によるもの	○		
		事業者の提案内容、判断の不備によるもの		○	
	工期変更・遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による工期変更、遅延	○		
		事業者の責めに帰すべき事由による工期変更、遅延		○	
	工事費増大リスク	市の責めに帰すべき事由による工事費の増大	○		
		事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増大		○	
要求水準未達リスク	工事完了後の検査で要求水準未達の部分、施工不良部分が発見された場合によるもの		○		

※1 市議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延及び中止になる場合は、それまでに要した市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。

※2 不可抗力により発生する費用及び負担については、事業契約書（案）において提示する。

※3 物価が一定範囲を超えて変更した場合については、事業契約書（案）において提示する。

別紙3 業務委託料の算定方法

本事業において、本市が事業者を支払う事業費は、次のとおりである。本市は、事業者が提案する設計業務に係る費用及び建設業務に係る費用の合計額を支払う。

支払いは、設計業務及び建設業務それぞれの業務の完了後に支払うものとする。

表 事業費の構成内容

項目	構成内容
設計業務に係る費用	① 事前調査・関連業務（測量調査・地質調査、関係機関・団体・周辺地権者との調整、開発行為等に係る各種書類作成・申請・届出等）に係る費用 ② 設計業務（基本設計・予備設計、実施設計・詳細設計）に係る費用 ③ 上記①～②に対する消費税及び地方消費税
建設業務に係る費用	① 建設業務に係る費用 ② 隣地所有者施設の移転業務 ③ 完成検査及び引渡し業務 ④ 上記①～③に対する消費税及び地方消費税

別紙4 本市によるモニタリング方法

1. 基本事項

(1) 基本的な考え方

本市は、事業者が本契約に定められた業務を適正かつ確実に実施し、要求水準書及び事業者の提案による業務水準（以下「要求水準等」という。）を達成していることをモニタリングにより確認する。

事業者は、自らモニタリングを行い（以下「セルフモニタリング」という。）、要求水準の達成状況を確認し、その結果を本市へ報告する。

(2) 確保すべき水準

1) 本市が要求水準書で求める水準

本市が要求水準書で求める水準は、必ず守らなければならない。

2) 事業者が提案する業務水準

事業者の提案内容は、要求水準書の内容を踏まえて、事業者が提案書で示した業務水準である。

事業者の業務水準が、本市が要求水準書で求める水準よりも高い水準である場合は、事業者は当該業務水準を達成しなければならない。

2. モニタリングの方法

(1) モニタリングの実施手順

モニタリングの手順は、以下に示すとおりである。

- a 事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、本契約書及び要求水準書に基づき、モニタリング実施計画書の案を作成し、本市へ提出し、本市の承諾を受ける。
- b 事業者は、モニタリング実施計画書に基づき、セルフモニタリングを実施する。
- c 本市と事業者は定期的に打合せを実施し、打合せにおいて、事業者は、セルフモニタリングの結果を本市へ報告する。
- d 本市は、事業者の報告に基づき、事業者が実施する各業務の実施内容が要求水準等を達成していることを確認する。

(2) モニタリングの実施方法

本市が実施するモニタリングは、以下の方法で行う。

1) 書類及び打合せによる確認

事業者は、定期的に、要求水準を満たしているか否かを確認したチェックリスト（以下「要求水準チェックリスト」という。）を作成し、本市と事業者が定期的に行う打合せにおいて提示し、要求水準の達成状況について報告を行う。本市は、報告内容を確認する。なお、打合せの実施時期は、本市と事業者との協議により決定する。

2) 実地における確認

1)の書類及び打合せによる確認において疑義事項がある場合、事業者から提出された書類の記載内容を確認するため、もしくは、その他本市が必要と認めるときは、本市は随時、現場視察及び施工に関する検査又は試験等への立合による業務執行状況の確認を行う。

事業者は、本市が実地における確認を行う場合、説明を行う等、必要な協力を行う。

(3) 改善要求措置の方法

1) 改善勧告及び改善・復旧

① 改善要求

事業者が実施する業務のうち、実施内容が要求水準を達成していない、または明らかに達成しないおそれがあると判断した場合は、本市は事業者に対して、当該業務の改善及び復旧を図るよう、改善要求を行う。事業者は、本市から改善要求を受けた場合は、速やかに改善対策と改善期限を本市に提示し、本市の承諾を得る。

なお、対象となる事象について、本市が、事業を進める上で大きな支障となる「重大な事象」とあると判断した場合は、改善要求の手続きを経ることなく、改善勧告を行う。

② 改善及び復旧の確認

本市は、事業者から改善完了の報告または改善期限の到来を受け、随時モニタリングを実施し、改善及び復旧がなされたことを確認する。

③ 改善勧告

改善要求に基づき改善及び復旧が認められない場合は、本市は改善勧告を行う。

④ 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、次に示す事項で構成する改善・復旧計画書を作成し、改善勧告を受けた日から7日以内に本市へ提出する。

- ・業務不履行の内容及び原因
- ・業務不履行の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限
- ・その他改善及び復旧するために必要な事項

本市は、事業者が提出した改善・復旧計画書を確認し、当該計画書に示された内容が業務不履行の状況を改善及び復旧できる合理的なものであると判断する場合は、当該計画書の内容を承認する。当該計画書に示された内容が業務不履行の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書案の変更及び再提出を求める。

ただし、業務不履行の改善・復旧に緊急を要し、応急措置等を行うことが合理的と判断した場合は、上記によらず、事業者は自らの責任と費用負担において適切に応急措置を行うものとし、これを本市へ報告する。

⑤ 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、速やかに改善及び復旧を図り、その結果を本市へ報告する。本市は、事業者からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

⑥ 再改善勧告

改善・復旧計画書が期日までに提出されない場合、又は改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合は、再度、改善勧告を行う。

2) 契約解除

改善勧告を複数回繰り返しても業務不履行の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であり、工期が順守できないと判断した場合は、本市は、事業者の債務不履行と判断し、本契約を解除することができるものとする。

3. その他

本市が実施するモニタリングに必要な費用（書類の作成、報告に係る費用等）や事業者が実施するセルフモニタリングは、原則として事業者が負担する。